

De minimis Rule (EAR § 734.4)

2024.01.25改正版

仕向地 品目	その他の国	D:5		ウクライナの クリミア半島地域	E:1 及び E:2	
		3か国 以外	中国、 ベラルーシ、ロシア		イラン	北朝鮮、シリア、キューバ
		de minimis % (25%)			de minimis % (10%)	
(a)(1) 高性能コンピュータ(4A003.b)に 組み込まれる特定の部分品(3A001)	3A001については、加算不要de minimis適用可能(25%) コンピュータTier3の仕向国 については、0%				キューバ、イラン、北朝鮮、シリアに ついては 0%、スーダンについては 10%	
コンピュータ(4A994.b)に組み込まれる 特定の部分品(3A001、4A994.j)						
(a)(2) 5E002で規制される暗号技術						
(a)(4) 9E003.a.1からa.8、h、i、j、kで規制される ガスタービン関連技術						
(a)(5) “軍用貨物”に組み込まれる0A919.a.1 (特定の光センサ、カメラ)	加算必要 de minimis適用可能(25%)					
(a)(6)(i) “600シリーズ” 及び 9x515の .a~.x品目	加算必要 de minimis適用可能(25%)					
see-through carve out' 品目 *4	加算必要 de minimis適用可能(25%)			U.S. controlled contentを組み込んだ non-U.S. component 及び Productは、 組込比率にかかわらず、EARの対象となる。		
(a)(6)(ii) “600シリーズ” 及び 9x515の.y品目	加算不要					
(b) (1)(i) 一般に入手可能な暗号ソースコード *2	加算不要					
5A002 5B002 5D002 又は 5A004 5D002	(1)(ii) 許可例外ENC(b)(3)適用	加算必要 de minimis適用可能(25%)			加算必要	
	(1)(iii) 許可例外ENC(b)(2)適用					
	(1)(iv) 許可例外ENC(b)(1)適用				加算必要	
	許可例外ENC適用できない場合					
(2) 5A992.c、5D992.c、5E992.b	加算不要			加算必要*3	加算必要*3	
上記以外の品目 (AT理由でのみ規制される品目 及びEAR99品目を除く)	加算必要 US原産品目を仕向地に再輸出する場合に許可が不要なもの、許可例外GBSが 運用できるもの、及びSS理由でのみ規制されるものについては、加算不要				加算必要	
AT理由でのみ規制される品目	加算不要			加算必要*3	加算必要*3	
EAR99	加算不要			加算必要*1*3	加算不要	加算必要*3

*1 【ウクライナのクリミア半島地域】 EAR99品目のうち、食糧品、医薬品、特定のソフトウェアを除く

*2 § 734.4(b) 特定の暗号品目に対する特別な要求事項 参照

*3 バンドルソフトウェア (§ 734.4(c)(1)、(d)(1)) AT理由でのみ規制されるソフトウェア又はEAR99のソフトウェアは、貨物のde minimis %の分子に含めて計算できます。

*4 'see-through carve-out' 品目

米国軍需品リスト(22 CFR part 121)に記載されている物品のうち、このリストの中の特定のカーブアウトノート(下記の(1)及び(2))において、EAR対象となると規定している品目は、部品の状態ではITARの対象であるが、輸出、再輸出、再移転、又は一時的な輸入の前に、EAR対象品目の不可欠な部品として組み込まれ、一体となっている場合、EARの対象となると規定しています。これにより当該部品は、EARのデミニスルールにおいて、常に規制成分とみなされるので、規制成分に加算しなければなりません。

特定のカーブアウトノート(次の(1)及び(2))

(1) USMLのカテゴリーVIII—航空機及び関連物品

注:(h)(3)から(5)、(7)、(14)、(17)、又は(19)項に掲げる部品、部分品、附属品、及びアタッチメントは、EARの対象となる航空機であって、ECCN 9A610 に番号分類されるものに組み込まれる場合、商務省により輸出が許可される。交換用のシステム、部品、部分品、附属品及びアタッチメントは、ITARの規制の対象である。

(2) USMLのカテゴリーXV—宇宙航空システム及び関連装置

(e) 宇宙空間用の飛しょう体の部品、部分品、附属品、アタッチメント、装置、又はシステムであって、(1)から(21)のいずれかに該当するもの:

(e)項の注 2: 本項で規定される物品は、輸出、再輸出、再移転、又は一時的な輸入の前に、EAR対象品目の不可欠な部品として統合されているか搭載されている場合、EARの対象となる。

この物品は、EARの対象となる品目に統合するまで、EARの対象とはならない。

統合されることを目的とする防衛物品の輸出、再輸出、再移転、又は一時的輸入及びそれらの防衛物品に直接的に関連する防衛役務は、依然として ITAR の対象である。

Second Incorporation Rule(二次的組込ルール)

構成部品が仕入れ段階ですでに米国製部品が組み込まれた状態で納入される場合、通常、製品メーカーでは構成部品のde minimis%を確認する手段がないので、BISのガイダンスで、その構成部品については、de minimis %にカウントしなくても良いとしています。

但し、de minimisが適用できない米国製部品“600シリーズ” & 9x515の品目及びsee-through carve out品目を組み込んでいる構成部品には、二次的組込みの取扱いはできません。

